## 電子帳簿保存法はすべての企業・ 個人事業主が対象です!

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正が行われました。改正 によって、電子帳簿等保存、スキャナ保存の要件が大幅に緩和 されたと同時に、電子取引については電子保存が義務化されま した。その改正で設けられた2023年12月31日までの宥恕期間 も残り数か月で終了となっています。

そこで今からでも間に合う電子帳簿保存法に対応するため準 備すべきこと、電子取引の保存要件等わかりやすく解説します。

日時

# 章10月10日火) [14:00~16:00]

倉吉未来中心 セミナールーム1 (倉吉市駄経寺町212-5)

<sub>対象者</sub> 中小・小規模事業者

定員 30名(先着順)

**申込期限** 9月29日(金)\*\*定員になり次第締切させて いただきます。

主催: 倉吉商工会議所•中小企業相談所 共催: (公社) 倉吉法人会



請求書

登録番号 0000000000000

- ①電子帳簿保存法の概要
- ②電子取引とは
- ③小さな会社が注意すべきポイント
- ④電子帳簿保存法の最新情報

講師

森·齋藤税理士法人 代表社員

森 耕生氏

## <新型コロナウイルス感染対策・注意事項>

※会場では感染対策に努めながら開催いたします。 ※アルコール消毒にご協力をお願いいたします。 ※参加者のマスク着用はご自身の判断にお任せいたします。 ※当日に発熱や咳がでる方の参加はお控えください。

月

 $\Box$ 

◆申込方法/下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはEメールにてお申込みください。

お申込み・ お問合せ

TEL:0858-22-2191 FAX:0858-22-2193

E-mail:cci3103@kurayoshi-cci.or.jp 倉吉市明治町1037-11

10/10火 「今からでも間に合う!電子帳簿保存法対策セミナー」 参加申込書 申认日: 令和5年

事業所名			業種				
所在地	₸						
メールアドレス							
電話番号	( )	_	FAX	(	)	_	
受講者名①			受講者名②				